（保育園・認定こども園）

一時預かりのご案内

市内の保育園・認定こども園の一部で、船橋市在住のお子様をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

１．利用できるお子様

船橋市にお住まいで、保育園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない生後５７日目から小学校就学前の健康なお子様。

ただし、お子様の健康状況や月齢が低い等の理由により利用できない場合もあります。

なお、出産や看護･介護のために船橋市内に里帰りをされているお子様も利用可能です。

２．利用時間

下表の時間のなかで、ご家庭で保育ができない時間にご利用いただけます。

※実施園により利用時間が異なる場合がございますので、詳細は直接実施園にお問い合わせください。

曜日	通常保育時間 （Ａ・Ｂ利用）	時間外保育時間 （Ａ利用のみ）
月曜日～金曜日	午前９時から午後５時まで	午前８時から午前９時 午後５時から午後６時
土曜日	午前９時から午後１時まで	午前８時から午前９時

※時間外保育時間については、通勤時間等の理由により実施園が認めた場合に限りご利用いただけます。ただし、６か月未満のお子様は、時間外保育をご利用できません。

※月曜日～金曜日については、午前（午前９時から午後１時まで）又は午後（午後１時から午後５時まで）のみの短縮利用（半日利用）もありますので、ご都合にあわせて選択してください。

※事前に予約をとっている時間のみのご利用となります。

３．休　　日

日曜日、祝休日、年末年始（１２月２９日から１月３日）および実施園の休園日

４．利用の手続き

お申込みは一時預かり実施園で直接受け付けしております。利用までの流れは園によって異なりますので、まずは利用を希望される保育園・認定こども園へ一度ご連絡ください。

※予約システム対応園(「一時預かり実施園一覧」内にシステム対応園の記載有)については、パンフレットの４ページに記載のＵＲＬ又はＱＲコードより一時保育予約システムのホームページにアクセスし、ご案内をご確認ください。

また、遅くとも利用希望日の７日前までに登録が必要です。登録は予約制となるため、事前に利用希望園にご連絡ください。登録時にお子様の面接をいたしますので、必要書類のほか母子健康手帳をご持参のうえ、お子様とご一緒に園においでください。なお、登録時に他に必要な物がある場合がありますので、利用希望園にお問い合わせください。

緊急と認められる場合は、空きのある範囲内で受け付けますので、利用希望園に直接お問い合わせください。なお、その場合の利用でも、前日までにお子様の登録（面接）が必要になります。

※市内の一時預かり実施園を併用して、利用条件の定める利用限度日数を超える利用が判明した場合には、**以降の利用をお断りいたします。**

５．提出していただく書類

① 一時預かり登録票・承諾書
② 申込児童の健康状況調査書・生活状況調査書
③ 一時預かりが必要となる状況を証明するもの（３ページ参照）
④ お子様の月齢が６か月未満の場合やお子様に疾患（心臓病など）がある場合には、健康上集団保育に支障がないことを確認するため、原則として、主治医の意見書（用紙は保育入園課にあります）が必要となります。

６．キャンセルについて

一時預かりの予約をキャンセルされる方は、**利用日の前日の午後５時まで**にご連絡ください。

※前日までにご連絡をいただけなかった場合には、次回以降の利用をお断りすることがございます。

７．利用についての相談・申込み

利用についてのご相談・お申込みは、利用を希望される一時預かり実施園に直接お問い合わせください（「一時預かり実施園一覧」をご覧ください）。

利用当初は、お子様の負担軽減のために、短時間の保育（ならし保育）となることをご承知おきください。

一時預かり実施園は園ごとにお預かりできる人数（定員）を定めていますが、実際に受入れできるお子様の人数は、その日にお預かりするお子様の年齢構成等により日々変動します。

こんな時に船橋市の一時預かりをご利用いただけます

*A利用（保育できない理由がある場合）*の利用条件　・　・　・　月９日が限度

例	必要な書類
パート等で昼間働いている。	就労証明書
定期的に通院をしている。 または定期的に家族を看護・介護している。	主治医の意見書（用紙は園・保育入園課にあります）等
各種学校・職業訓練学校に通学している。 （就職に直結するものに限る。）	在学証明書及びカリキュラム等
定期的にボランティア活動をしている。	団体に所属している場合は団体の証明等
兄・姉の学校行事等（授業参観・保護者会など） に参加する。	学校からの行事予定表、案内状等
仕事を決めるために採用試験・面接を受ける。	ハローワークの証明、受験会社からの面接日通知等
保護者の病気・ケガによる入院・通院	診断書、主治医の意見書（用紙は園・保育入園課にあります）、 病院の領収書等
出産のため	出産する子どもの母子健康手帳のコピー
保護者の安静を要する自宅療養	主治医の意見書（用紙は園・保育入園課にあります）等
家族の入通院や在宅での付添い介護	主治医の意見書（用紙は園・保育入園課にあります）等
災害・事故などの復旧に従事	証明するもの
葬儀への出席	案内状等

*B利用（リフレッシュの場合）*の利用条件　・　・　・　月２日が限度

例	必要な書類
育児の負担をリフレッシュするため、子どもを預けて 自分の時間をもちたい。	証明するものは特に必要ありません。
子どもに集団生活を体験させたい。	
カルチャースクール、スポーツクラブに通いたい。	

※実施園の空き状況により、Ａ利用を月最大１５日、Ｂ利用を月最大９日まで利用可能です。
詳しくは実施園までお問い合わせください。（実施園に空きがない場合には、月１５日（Ａ利用）・月９日（Ｂ利用）まで受け入れができません。）

★Ａ利用・Ｂ利用を同時に登録し、利用することは可能です。ただし、預かりが可能な日数はＡ利用の日数が上限となります。

ご家庭でお子様を保育できない証明につきましては、
お子様と同居している保護者の方の分が必要です。

８．お問い合わせ先

〇利用についてのご相談・お申込み

利用を希望される各実施園に直接ご連絡ください。

〇一時預かり事業・利用料の無償化について

船橋市　地域子育て部　保育入園課

電話：０４７－４３６－２３２９

≪　船橋市一時保育予約システムについて　≫

一時預かり実施園一覧中、『※予約システム対応』と記載されている保育園・認定こども園につきましては、下記ＱＲコード※より予約が可能ですのでご利用ください。

http://www.f-kosodate.net/

なお、予約システムは各施設にて管理しておりますので、予約状況等については各施設にお問い合わせください。

※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。